

浦添市市民課窓口業務一部民間委託(第4期)  
審査書類作成要領

浦添市市民課窓口業務一部民間委託(第4期)に係る審査書類は当要領に従い作成すること。

1 提案企業概要資料

提案企業概要資料は以下に示す書類一式とする。様式、各項目に従って作成すること。  
連合体で提案する場合は、構成員においても(1)から(10)に係る書類は必要となる。

(1)会社概要書(様式3)

(2)沿革

(3)財務諸表(申請日から直近3年分の貸借対照表及び損益計算書)

※「会社概要書(様式3)2 財務状況」が確認できる箇所にマーカーを引き、ページに付箋を貼ること

(4)納税証明書(国税) ※発行後3ヶ月以内のもの

・法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がない証明(その3の3)

(5)納税証明書(都道府県税) ※発行後3ヶ月以内のもの

・法人都道府県税に滞納のない証明(完納証明)

※本社所在地に係るものに限る。ただし、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。

※営業所のみが沖縄県内の場合は、営業所に係る証明書も提出すること。

(6)納税証明書(市町村税) ※発行後3ヶ月以内のもの

・法人市町村税に滞納のない証明(完納証明)

※(5)納税証明書(都道府県税)の取扱いと同様とする。

(7)登記事項証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの

(8)プライバシーマークの登録証の写し ※認定を受けている場合

令和8年1月1日現在、有効期限内のもの

(9)ISO/IEC27001の登録証の写し ※認定を受けている場合

令和8年1月1日現在、有効期限内のもの

(10)JISQ27001の登録証の写し ※認定を受けている場合

令和8年1月1日現在、有効期限内のもの

(11)同種業務の実績調書(様式4)

令和8年1月1日現在、他自治体で実施中の同種業務(証明書発行、住民異動届(受付)、戸籍異動処理(入力)、旅券受付・交付業務)の受託実績を記述すること。ただし、労働者派遣契約は対象外とする。

また、連合体で提案する場合は、代表者(他自治体で連合体として受託している場合は代表者としての場合のみ)に係る実績のみとする。

(12)同種業務の受託実績証明

「同種業務の実績調書(様式4)」に記述したことを証明するため、契約書等の写しを添付すること。契約書等の写しは契約名、受託期間、業務内容、契約者名が分かる範囲のみでよい。

## 2 企画提案書

基本事項として、様式はA4長辺綴じ、横書き、文字の大きさは12ポイントを標準とし、片面印刷とする。

ページ構成は、次の(1)から(10)の順で作成し、目次、ページ番号(下部中央)及び見出し(インデックス)を付すこと。

提案書のページ数は30ページ以内とする(表紙及び目次は含まない)。図表等については必要に応じA3折り込み可とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。

### (1)業務開始に向けたスケジュール及び体制整備について

業務開始日までの計画を以下の内容について記述すること。

- ア スケジュール
- イ 市又は前受託者との業務引継
- ウ 業務開始までの取り組み

### (2)業務遂行の組織体制について

以下の内容について記述すること。

- ア 業務の実施体制
  - ※業務を実施するうえで必要と想定される人員規模(人数又は人工)を記載すること。
- イ 従事者の教育
  - ※業務開始前における研修体制
  - ※年間の研修実施予定回数を記載すること。
- ウ 従事者の配置
- エ サポート体制
- オ 従事者の急な欠員が生じた際の対策

### (3)業務マニュアルの整備について

以下の内容について具体的な内容を記述すること。

- ア マニュアルに対する考え方
- イ アップデート・取扱変更等

### (4)住民サービス向上への取組について

混雑解消や待ち時間軽減を図る対策等、住民サービスの向上となる取組について記述すること。

### (5)業務水準の正確性の確保及び向上策について

業務開始後、継続的に正確性を保つための考え方及び向上策を記述すること。

### (6)業務トラブルに関する対策について

業務上でトラブルが生じた際の対応、対策について記述すること。

(7)法律等の改正時の対応について

法律等の改正や通達等がある場合の対応について記述すること。

(8)業務従事者の雇用について

以下の内容について具体的な内容を記述すること。

ア 業務従事者の雇用条件

イ 安定雇用への配慮

(9)個人情報保護・セキュリティ対策について

個人情報の取扱いに関する方針や個人情報保護のセキュリティ対策等を記述すること。

(10)独自提案について

見積額の範囲内で、本市にとって実効性のある有意義な提案を記述すること。

### 3 見積書

見積書の妥当性を確認するため別途、直接費(人件費等)及び間接費(管理費等)について、算定の考え方と内訳額が合理的にわかる資料を提出すること。

消費税及び地方消費税の額は、税率 10%で算出すること。なお、受託期間中に税率の変更があった場合は、契約金額の変更を行うものとする。